
定 款

gooddaysホールディングス株式会社

更新：2026.6.26

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、gooddaysホールディングス株式会社と称し、英文ではgooddays holdings,Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、経営指導料を収受すること及び次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事項に関するコンサルタント及び教育・訓練業務
 - (1) コンピュータシステム等の利用による各種情報処理技術
 - (2) 事務計算並びに科学技術計算に関する設計・運用技法
 - (3) 情報処理並びに事務処理に関する機器・設備の利用技術
 - (4) 情報処理並びに事務処理に関する機器の設計技法
 - (5) コンピュータを利用した教育システム
2. 前号に規定する教育・訓練用の教材及び機器の企画、開発、製造並びに販売業務
3. 次の事項に関する開発、製造、販売及びサービス業務
 - (1) 各種コンピュータのソフトウェア
 - (2) コンピュータシステム機器及び付随するソフトウェア
 - (3) 各種ソフトウェア・パッケージ
 - (4) 情報通信網を利用した情報及びコンピュータ利用の提供
 - (5) コンピュータを利用した教育システム
4. コンピュータシステムに関するコンサルティング業務
5. コンピュータ機器及びその周辺機器の開発、製造及び販売
6. コンピュータシステムの開発、製造及び販売
7. コンピュータの操作及び導入指導に関する受託業務
8. コンピュータシステムの運転及び保守管理に関する受託業務
9. 出版業務
10. コンピュータシステムに関する教育業務
11. インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
12. 住宅、マンション、商業施設等の設計、建設、改装工事

- 1 3. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び運用
- 1 4. 広告宣伝の企画、制作及び広告代理業
- 1 5. 物品販売・賃貸業及びその仲介並びに代理業
- 1 6. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 1 7. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- 1 8. 投資業
- 1 9. イベントの企画及び運営
- 2 0. 建築用資材の輸出入及び販売
- 2 1. 商標権の貸付業及びその運用、指導
- 2 2. 各種情報の収集及び販売
- 2 3. 不動産に関するコンサルティング業務
- 2 4. 損害保険、少額短期保険及び家賃保証商品の代理店業務
- 2 5. 旅行業
- 2 6. 建築工事、土木工事の請負、施工
- 2 7. サウナ・温泉浴場施設の経営及び管理
- 2 8. 飲食業
- 2 9. 不動産賃貸借における家賃等の債務保証
- 3 0. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業
- 3 1. 旅館業
- 3 2. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(単元株)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利は行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につ

いて、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役に招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 44 条 当会社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

2. 当会社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金という。」）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(本店の所在地の変更に関する経過措置)

定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、2026 年 7 月 1 日に効力を生じるものとする。
なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。

(以下余白)